

信託会社等に関する総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p data-bbox="147 320 398 352">3 運用型信託会社</p> <p data-bbox="147 395 383 427">3-1~4 (略)</p> <p data-bbox="147 470 622 502">3-5 行政処分を行う際の留意事項</p> <p data-bbox="159 545 241 577">(新設)</p>	<p data-bbox="1146 320 1397 352">3 運用型信託会社</p> <p data-bbox="1146 395 1382 427">3-1~5 (略)</p> <p data-bbox="1146 470 1621 502">3-6 行政処分を行う際の留意事項</p> <p data-bbox="1146 545 2116 609">3-6-1 法第43条及び法第44条に基づく行政処分(業務改善命令、業務停止命令等)</p> <p data-bbox="1167 652 2116 796"><u>監督部局が運用型信託会社に対して不利益処分(行政手続法第2条第4号にいう不利益処分をいう。以下同じ。)を検討する際には、以下(1)から(3)までに掲げる要因を勘案するとともに、それ以外に考慮すべき要素がないかどうかを吟味することとする。</u></p> <p data-bbox="1167 839 1563 871">(1) 当該行為の重大性・悪質性</p> <p data-bbox="1196 876 1451 908">① 公益侵害の程度</p> <p data-bbox="1207 912 2116 1008"><u>運用型信託会社が、例えば、顧客の財務内容の適切な開示という観点から著しく不適切な商品を組成・提供し、金融市場に対する信頼性を損なうなど公益を著しく侵害していないか。</u></p> <p data-bbox="1196 1019 1509 1051">② 受益者等被害の程度</p> <p data-bbox="1207 1056 2116 1120"><u>広範囲にわたって多数の受益者等が被害を受けたかどうか。個々の受益者等が受けた被害がどの程度深刻か。</u></p> <p data-bbox="1196 1131 1480 1163">③ 行為自体の悪質性</p> <p data-bbox="1207 1168 2116 1264"><u>例えば、受益者等から多数の苦情を受けているにもかかわらず、引き続き同様の商品を販売し続けるなど、運用型信託会社の行為が悪質であったか。</u></p> <p data-bbox="1196 1275 1621 1307">④ 行為が行われた期間や反復性</p> <p data-bbox="1207 1311 2116 1407"><u>当該行為が長期間にわたって行われたのか、短期間のものだったのか。反復・継続して行われたものか、一回限りのものか。また、過去に同様の行為が行われたことがあるか。</u></p> <p data-bbox="1196 1418 1424 1450">⑤ 故意性の有無</p> <p data-bbox="1207 1455 2116 1519"><u>当該行為が違法・不適切であることを認識しつつ故意に行われたのか、過失によるものか。</u></p>

信託会社等に関する総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>3-5-1 行政手続法に基づく手続き 運用型信託会社に対して不利益処分(行政手続法第2条第4号にいう不利益処分をいう。以下同じ。)を行おうとする場合には、行政手続法に基づく聴聞又は弁明の機会の付与の手続きを適切に実施するものとする。</p> <p>3-5-2 意見交換制度(略)</p> <p>3-5-3 監督処分に係る公告の留意事項(略)</p> <p>3-5-4 信託法に基づく手続き(略)</p> <p>3-6~8 (略)</p>	<p>⑥ 組織性の有無 当該行為が現場の営業担当者個人の判断で行われたものか、あるいは管理者も関わっていたのか。更に経営陣の関与があったのか。</p> <p>⑦ 隠蔽の有無 問題を認識した後に隠蔽行為はなかったか。隠蔽がある場合には、それが組織的なものであったか。</p> <p>⑧ 反社会的勢力との関与の有無 反社会的勢力との関与はなかったか。関与がある場合には、どの程度か。</p> <p>(2) 当該行為の背景となった経営管理態勢及び業務運営態勢の適切性</p> <p>① 代表取締役や取締役会の法令等遵守に関する認識や取組みは十分か。</p> <p>② 内部監査部門の体制は十分か、また適切に機能しているか。</p> <p>③ コンプライアンス部門やリスク管理部門の体制は十分か、また適切に機能しているか。</p> <p>④ 業務担当者の法令等遵守に関する認識は十分か、また、社内教育が十分になされているか。</p> <p>(3) 軽減事由 以上の他に、行政による対応に先行して、運用型信託会社自身が自主的に受益者等保護のために所要の対応に取り組んでいる、といった軽減事由があるか。</p> <p>3-6-2 行政手続法に基づく手続き 運用型信託会社に対して不利益処分を行おうとする場合には、行政手続法に基づく聴聞又は弁明の機会の付与の手続きを適切に実施するものとする。</p> <p>3-6-3 意見交換制度(略)</p> <p>3-6-4 監督処分に係る公告の留意事項(略)</p> <p>3-6-5 信託法に基づく手続き(略)</p> <p>3-7~9 (略)</p>

信託会社等に関する総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>4 運用型外国信託会社 (略)</p>	<p>4 運用型外国信託会社 (略)</p>
<p>5 管理型信託会社</p> <p>5-1~4 (略)</p> <p>5-5 行政処分を行う際の留意事項</p> <p>3-5に準じるものとする。なお、法第48条の規定に基づき監督処分の公告を行う場合は、3-5-3に記載した事項のほか、「登録番号」を掲載するものとする。</p> <p>5-6~7 (略)</p>	<p>5 管理型信託会社</p> <p>5-1~5 (略)</p> <p>5-6 行政処分を行う際の留意事項</p> <p>3-6に準じるものとする。なお、法第48条の規定に基づき監督処分の公告を行う場合は、3-6-4に記載した事項のほか、「登録番号」を掲載するものとする。</p> <p>5-7~8 (略)</p>
<p>6 管理型外国信託会社 (略)</p>	<p>6 管理型外国信託会社 (略)</p>
<p>7 自己信託 (略)</p> <p>7-1~4 (略)</p> <p>7-5 行政処分を行う際の留意事項</p> <p>3-5に準じるものとする。なお、法第48条の規定に基づき監督処分の公告を行う場合は、3-5-3に記載した事項のほか、「登録番号」を掲載するものとする。</p> <p>7-6~7 (略)</p>	<p>7 自己信託 (略)</p> <p>7-1~5 (略)</p> <p>7-6 行政処分を行う際の留意事項</p> <p>3-6に準じるものとする。なお、法第48条の規定に基づき監督処分の公告を行う場合は、3-6-4に記載した事項のほか、「登録番号」を掲載するものとする。</p> <p>7-7~8 (略)</p>
<p>8 特定信託業者 (略)</p>	<p>8 特定信託業者 (略)</p>

信託会社等に関する総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p data-bbox="145 312 913 347">9 特定大学技術移転事業承認事業者（承認TLO） （略）</p> <p data-bbox="145 427 427 459">10 信託契約代理店</p> <p data-bbox="145 501 383 533">10-1～4 （略）</p> <p data-bbox="145 571 651 603">10-5 行政処分を行う際の留意事項</p> <p data-bbox="203 644 801 676">3-5-1 及び3-5-2に準じるものとする。</p> <p data-bbox="145 718 353 750">10-6 （略）</p> <p data-bbox="145 829 510 861">11 信託兼営金融機関関係</p> <p data-bbox="145 903 412 935">11-1～4 （略）</p> <p data-bbox="145 973 651 1005">11-5 行政処分を行う際の留意事項</p> <p data-bbox="203 1046 846 1078">3-5（3-5-3を除く。）に準じるものとする。</p> <p data-bbox="145 1120 412 1152">11-6～7 （略）</p>	<p data-bbox="1144 312 1912 347">9 特定大学技術移転事業承認事業者（承認TLO） （略）</p> <p data-bbox="1144 427 1426 459">10 信託契約代理店</p> <p data-bbox="1144 501 1404 533">10-1～4 （略）</p> <p data-bbox="1144 571 1650 603">10-5 行政処分を行う際の留意事項</p> <p data-bbox="1202 644 1845 676">3-6-1 から3-6-3までに準じるものとする。</p> <p data-bbox="1144 718 1352 750">10-6 （略）</p> <p data-bbox="1144 829 1509 861">11 信託兼営金融機関関係</p> <p data-bbox="1144 903 1411 935">11-1～5 （略）</p> <p data-bbox="1144 973 1650 1005">11-6 行政処分を行う際の留意事項</p> <p data-bbox="1202 1046 1845 1078">3-6（3-6-4を除く。）に準じるものとする。</p> <p data-bbox="1144 1120 1411 1152">11-7～8 （略）</p>